

## 首相公選論における主権論的展開

岡田大助\*

### 第1章 はじめに

首相を国民による公選で直接選出しようという、首相公選論は現行の議院内閣制の欠陥からその論拠を導いている。国会議員はおおよそ別の母体から選ばれた者であり、異なる政治的要求を主張する使命を担っている。そして、それは、妥協や調整を通じて、また議会へ反映された異なる政治的要求が議会における討論と通じて統合される。しかし、それについて小林昭三や池田実によれば、今日の議会は多種多様のものを扱わなければならなくなったため「民意の反映」はできても「民意の統合」はできないのである。その「民意の統合」を論拠として、首相公選論は主張される[小林 2001: 116-126, 180][池田 2002: 45-47]。「民意の統合」を図るためには、そもそもデモクラシーすなわち民主制でなければならない。日本国憲法下においてその民主制を支えるものは、「国民主権」である。

また、かつての首相公選制反対論の文脈での清水陸の「改憲と護憲の線で単純にわり切れない様相を呈している」[清水 1963: 68]という言葉にも拘わらず、改正必要の可否という点でい

えば、どのような首相公選制を考えようとも最低でも、「国会による首相の指名」を定めた日本国憲法67条の規定等と対立するため、改正が必要になる。しかし、首相公選制と関係のない条項まで一緒に改正されてしまうことを防ぐため、改正は必要最小限にするべきである。そして、憲法改正限界論を考えると、改正の限界を超える「国民主権」の意義を逸脱することはできない[岡田 2007: 22-25]。そのため、首相公選制の導入は憲法改正でたとえ可能であっても、いわば憲法における換骨奪胎を意図することになる。しかし、実際のところ、その「国民主権」の中身は不明であるので、首相公選論においてもそれを解き明かす必要性はある。

本稿は、以上のように、首相公選論における論拠のひとつとなる「民意の統合」から導出される民主制からの検討の要請と、憲法改正限界論から導出され改正の限界を超えながらも正体不明であることから生まれる検討の要請により、「国民主権」の理念を探り、さらに「国民主権」における領域の拡張があることを論じ、それらが首相公選論を導くものであることを論じるものである。

## 第2章 歴史的変革

### 第1節 大日本帝國憲法において

明治維新後であっても憲法制定以前においては、近代立憲主義の産物である「主権」の観念は生まれにくい。日本においては1889年大日本帝國憲法（以下「旧憲法」とする。）の制定を以て「主権」の観念が誕生する。旧憲法下の「主権」については、「上杉・美濃部論争<sup>(1)</sup>」がある。1876年の元老院への憲法案の作成を命じた勅語における「朕爰ニ我カ建国ノ体ニ基キ広ク海外各国ノ成法ヲ斟酌シ以テ国憲ヲ定メントス」（傍点は筆者による。）の解釈から派生した旧憲法の解釈について、穂積八束とその後継者上杉慎吉は「建国ノ体」と「海外各国ノ成法」のうち、前者を全面に押し出す日本独自の憲法解釈すなわち「国体論<sup>(2)</sup>」を主張したのに対して、美濃部達吉は可能な最大限まで「海外」立憲主義の側にひきつけて解釈した[樋口 2007: 54-57]。すなわち、旧憲法は、それら絶対君主と立憲君主という、久野収のいう「顕教」「密教」二元構造（二元的並存）であったのである[長尾 1996: 21][樋口 2007: 59]。その延長戦上で1912年以降の天皇機関説論争<sup>(3)</sup>になる。

まず、美濃部の天皇機関説は、当時ドイツの通説である国家法人説を援用していた。国家法人説とは、「国家は法的に考えると法人、すなわち権利（統治権）主体であり、君主はその最高機関であると説き、君主主権か国民主権かは、国家の最高意思を決定する最高機関の地位に君主がつくか国民がつくかの違いにすぎない」[芦部 2007: 41]、すなわち、国家という観念的な主体とその主権者は別の問題で、その主権者が誰であるのかという説である。ただ、天

皇機関説はそれのみにとどまらない。長尾龍一によれば、美濃部は加えて、自身はそれを天皇機関説には含めなかったが世間がそう受け取ったという事情があるにせよ、天皇は「君臨すれども統治せず」という「天皇超政論」に従うべきだとした[長尾 1996: 20]。これは美濃部が戦後、新聞紙上で旧憲法の本来の趣旨は立憲主義であり憲法改正は不要であるとしていたこととも符合する[長尾 1996: 30]。対して、上杉は明治天皇の死、師である穂積八束の死、そして護憲運動と時代背景もあり、国体論争における敗北に至る[長尾 1996: 84]。従って美濃部説はむしろ通説的地位を占めていたのであるが、論争から20年近くも経た1934年2月7日貴族院本会議で菊池武夫が天皇機関説を「緩慢なる謀反」「明らかな反逆」ときめつけた発言に対して、美濃部が「一身上の弁明」というかたちで反論したことで問題化した。政府は野党や軍からの圧力により機関説を禁止する措置をとり、結局のところ、不敬罪で告発を受け、「出版法違反だが起訴猶予」ということになり貴族院議員を退職することになる[樋口 2007: 57-58]<sup>(4)</sup>。天皇機関説はその後、禁圧され、穂積・上杉の「国体論」が主流を占めるようになっていく。そして、日本は支那事変から大東亜戦争へと突き進み、敗戦を迎えることになるのである。

天皇機関説では、国家における最高機関の地位に誰がいるかにより如何ようにも解釈は変動しうる。小林直樹がいうとおり、国家法人説はドイツにおいては主として君権を擁護するという保守的な機能を果たしたのに対して、日本における美濃部の天皇機関説は「臣民の権利」を保護し拡充するという進歩的な役割を演じそれがために「国体」に相容れない「外来思想」と

して斥けられたのである[小林 1971: 29]。しかし、そうであっても、国家法人説（天皇機関説も）は外見的立憲主義のもとで君主主権を急激な民主化から防衛するイデオロギー的意味を持ち[芦部 1992: 225-227]、旧憲法の神権主義的性格を緩和する役割を果たしたため[芦部 2007: 41]、意義があったのである。対して、穂積・上杉説については、長尾によれば、立憲政体下であるから主権行使の機関の分立であるとする君主主権の統一性を求めることはできず、もしそうすると「君臨すれども統治せず」となるが、それは君主国体に反するという矛盾を含んでいる[長尾 1996: 46-47]。旧憲法における「主権」解釈としては、権力分立と天皇主権ということが両立できる、美濃部の天皇機関説の方がすっきりするのである。

## 第2節 日本国憲法において

日本国憲法前文と1条で「国民主権」を宣言したことにより、その解釈に関して2つの有名な論争が生まれた。

まず、「佐々木・和辻論争<sup>(5)</sup>」である。佐々木惣一によれば「国体」の指示する概念には、政治の様式という面と国家における共同生活に浸透している精神的倫理的の観念という面から見た国柄の2種類あり、憲法においては前者である。日本国憲法1条の規定より主権者は国民であるから、国体は変更したのである。対して、和辻哲朗によれば、「政体」と「国体」という言葉があり、統治権の場合は前者を指す。天皇は歴史的に統治権の保持に関係なく象徴であったので日本国憲法でも変更はない。そして、敢えて曖昧な「国体」概念を使用する必要はない、のである[榎原 1996: 2-9]。

佐々木は「国体」の意味を政治的な側面から使用し、和辻は「国体」という言葉の使用自体を拒否し天皇は有史以来精神的な意味で「象徴」であり続けたのでその点での変更はない、とする。しかし、戦前における「国体」概念が、定義できるものであったこと（後掲脚注(2)を参照）を考えると、概念自体曖昧ではなく、またその使用を拒否するよりも、変更と捉えた方が憲法の規定に即していると考えられることから、佐々木の理論の方に正当性があるといえよう。

そして、次に「尾高・宮沢論争<sup>(6)</sup>」である。旧憲法から日本国憲法への変更が憲法改正であるとするなら、主権の所在という根本原理の変更までできるのか否か、さらに、手続き的には旧憲法73条を根拠として天皇による裁可・公布を得ているのに、日本国憲法前文1段目では「日本国民は……この憲法を確定する」としていることは矛盾しないだろうか、という問題がある。これについて、説明したのが宮沢俊義の「八月革命」説である。ポツダム宣言を受託した時点で天皇主権が否定され国民主権が成立し、それは一種の革命であった。確かに、旧憲法はその時点で生きている。しかし、新しい根本建前が生まれたため、古い根本建前は効力を失っている。従って、日本国憲法は、実質的には旧憲法の改正としてではなく、新たに成立した国民主権主義に基づいて国民が制定した民定憲法、ということになる。そして、その延長線上で「国体は変わっていない」とする政府を批判したのである。尾高朝雄は、対して旧体制を信奉し「ノモス主権論」を主張した。「ノモス主権論」は主権概念を理念化し、国民主権も天皇主権もすべてノモス (nomos) という理念の

支配、すなわち政治理念としての法の優位を認める点では共通であるから「国体」は変わらない。権力を超えたノモスこそ真の主権者であるとするのである[榎原 1996: 10-16]。

八月革命説はフィクションである。佐藤幸治は、ポツダム宣言が国民主権を求めたとするには当時であっては疑義の余地があること等4つを挙げて批判し、帝国議会での審議の過程で主権者たる国民の意思が顕現され、旧憲法の改正手続きの形式を借用したのは一定の政治的配慮である、とする[佐藤 1995: 76-77]。例示した佐藤の批判のみをもって八月革命説の批判たり得る。ポツダム宣言10項や12項をみると、「民主主義」や「責任ある政府」といった言葉があるが、これらは、「大正デモクラシー」という言葉があったように、天皇主権とは必ずしも対立しない。また、当時の状況を考えると、長引く戦争で先方（米英中（中華民国））も多大が犠牲を出し、さらに不可侵条約をいつ破棄して参戦してくるかわからないソ連の存在を気にしている。そのような時にわざわざ、国民主権の樹立を宣言受託のための要件としていたとは考えにくい。一方、ノモス主権論について、長尾龍一は『『いかなる理念＝ノモスが支配すべきか』『いかなる手続でこの正しき理念を現実化するか』という、法思想・政治思想の最も基本的な問題を看過している点に致命的な欠陥がある」とし、その点における宮沢による「そのノモスの内容を最終的にきめるものは誰か」と反問を持ち出している[長尾 1996: 220]。樋口陽一はノモス主権論について国民主権が君主主権を否定する局面で演ずべき役割を希薄にするという点を批判している[樋口 2007: 115-116]。主権の帰属の上位概念としてノモスを設定して

しまうと、憲法の規定が意味をなさなくなる。従って、ノモス主権論は否定されるべきであろう。そして、日本国憲法は旧憲法と主権の変更という最も根本的な点で確かに連続性に困難があるが、旧憲法の手続きに従ったのは佐藤の指摘どおり「政治的配慮」ということで決着がつくのではないだろうか。加えて近年、高見勝利が宮沢説も政府見解も現行憲法の民主的正当性は十分でないが、シュテルベルガーの言葉を引用し日本国憲法60年の歩みは国民に憲法をgerecht（正当な（もの））として受け容れさせ自らのものとする歩みであったので憲法改正を論じる際にはそれを踏まえたものでなければならぬとしていること[高見 2007: 126]も考慮すると、「政治的配慮」で「憲法制定」ということで落ち着くのである。

かくして、天皇主権の国体は変更され、日本国憲法は旧憲法からの連続性という体裁をとりつつ、実体は主権の変更をしているために新憲法の制定となった。手続き上の矛盾は政治的配慮による。いわば主権の帰属の歴史的改革であったのである。次章ではその中身を検討する。

### 第3章 「国民主権」の理念

#### 第1節 主権原理

「国民主権」は、その概念を広くとることができ曖昧になりやすい。「国民主権」の理念とはどのようなものであろうか。

日本国憲法における「国民主権」は世界的にみれば時間的空間的に限定された、西洋によって醸成された立憲主義の産物である。前文1段目には「日本国民は……代表者を通じて行動し、……主権が国民に存することを宣言し、こ

の憲法を確定する」と宣言されている。しかし、制作過程における事情と歴史的沿革を考えると、明らかに西洋立憲主義による産物である。

18～19世紀、西洋は絶対君主制の時代であり、それはフィルマー (Rober Filmer) らの王権神授説<sup>(7)</sup>によって理論づけられていた。しかし、それへの対抗原理としてドイツとフランスでは異なる支配的な説が採られた。ドイツでは、先述のとおり旧憲法において美濃部達吉に援用された、イェリネック (Georg Jellinek) らによる国家法人説であった。それに対して、フランスでは、ロック (John Locke) やルソー (Jean-Jacques Rousseau) が唱えた社会契約説が市民革命に影響を与え、それによって「国民民主権」原理が生み出されたのである。そこにはカレ・ド・マルベル (Carre de Malberg, R) によって明確化された2つの要素、プープル *peuple* 主権とナシオン *nation* 主権があった。

プープル主権の典型は1793年憲法であり、ルソーの思想に基づいている。具体的な一人ひとりの国民 (プープル) が主権をもつという考えであるため、すべての国民による行使で主権は発動される。国民は原則として政治に参加する。できない場合でも、リコール等によって可能な限り参加することになる。従って、プープル主権は、直接民主制と命令的委任と結びつく。

対して、ナシオン主権の典型は1791年憲法である。そこにおいては、国政のあり方を決定する主権は、集合体としての国民 (ナシオン) に帰属する。そのため国籍保持者のすべてを含む国民ということになり、そうであるが故に必然的に代表制を必要とする。国民全体が法人であ

るため、個々の国民は意思を具体的にもつことができず、代表者に委託することになる。いわば純粹代表ということになる。すなわち、ナシオン主権は、抽象的観念的な存在として「国民」を総体としてとらえたものであり代表制と自由委任と結びつくのである。しかしながら、同時に制限選挙も肯定されることになる。

このような2つの主権に関する捉え方が誕生したが、時代とともに労働者階級の政治的成熟により普通選挙制の確立に至る。そして、そこにおいては代表制であるが故に議会における意思と実際の民意との乖離が目立つようになり、できうる限りのその同一性が求められ、議会制民主主義が完成する。現在、議会制民主主義を採用する国においては、代表者すなわち議員は、ナシオン主権に基づく純粹代表ではなく、できるだけ両者の一致すなわち議会における意思と実際の民意ができるだけ事実上一致することまで求める、社会学的代表観を入れた「半代表制 (*régime semi-représntatif*)」が確立している。日本国憲法の個々の規定では、ナシオン主権的な規定が43条1項や51条であり、プープル主権的な規定が15条1項や96条1項とも言われる [長谷部 2008: 322]。また、日本国憲法は原則代表民主制を採用しているが、このことは一人ひとりの国民が直接主権を行使することを否定するものでない [後藤 2007: 206]。

「半代表制」が代表民主制と直接民主制の双方がともに入っているものとするなら、かなり幅の広いものとなり現代における殆どどの憲法はその範疇に入る。従って、そのもとにある「主権」の解釈が問題になる。主権論においては、1970年代主権論争、すなわち「樋口・杉原論争<sup>(8)</sup>」は外すことができない。

先ず、樋口説は次のとおりである。主権は憲法制定権力とみなされ、それは正当性の所在の問題となる。敷衍すると、君主主権に対抗するプーブル主権はそうであるが故に市民革命に至るまで実定法破壊的であった。しかし1791年フランス憲法の時に議論の末、憲法の全面変更 (souveraineté constituante) と憲法の部分改正 (souveraineté réformatrice) が分離され、後者の方は憲法に権限として編入され、前者については手続きはなく観念化され永久的に凍結されたのである[樋口 1973b: 301]。いわゆる「ハチの一刺」の理論である。そのため、主権及び憲法制定権力は権力的契機としての部分は排除され、「実定憲法の正当性の所在を示す」のみとなった[樋口 1973b: 301]。そのようにした理由は、国民主権はプーブル主権の段階になると直接民主主義になり、それが理念として生きていなければ、それは機械的に多数決を正当化するイデオロギーになったり前提である直接民主主義そのものも破壊したりする可能性がある[樋口 1973b: 296-297]。そうであるから、それを権力の実体ではなく正当性の所在を示すものでしかないように概念構成するべきであり、権力に対抗する人権という観念で解決する必要がある[樋口 1973b: 303]。すなわち、人権論での解決を述べているのである。ただ、樋口はのちに、国民主権をプーブル主権とする以上、権力的契機をすべて否定すると正当性契機それ自体が成立できないという事情があるために、ある程度の制度を残してそれを担保しようとも述べている[樋口 1984: 34-35]。

対して、杉原説は主権を国家権力そのものとし、実定憲法秩序における国家の帰属の問題として捉えている[杉原 1983: 60, 330]。そして、

主権と憲法制定権力との関係については、実効性の保障がないにも拘わらず憲法が憲法制定権を保障していることを装うことは、却って国民を国家意思の最終決定者の地位から追放することになる[杉原 1971: 27-28]。従って、憲法制定権力を一旦、主権の範囲外において理解している。それはあくまで一旦であって、主権がその帰属を指示する法原理であることまで否定するものではない[杉原 1983: 301]。権力が民主化されていないと、人権が確保されていないという経験的事実より、主権には可能な限り多くの人による統治を目指す[杉原 1983: 68]。そして、日本国憲法の国民主権はナシオン主権であるが、今後の飛躍的な生産の増大は階級変動を生じせしめ、「半代表制」さらには「直接民主制」としての展開、すなわち「人民主権への傾斜」(すなわちプーブル主権への傾斜)をもたらすとしている[杉原 1987: 147-163]。

さて、樋口説と杉原説のこのような違いはどこに起因するのであろうか。それは主権論を考える際の、憲法制定権力の位置、すなわち主権の内なのか外なのかということである。次節では、そもそも「憲法制定権力」とは何であるのかを検討し、そこからどのように主権原理の方向性を考えることが正当であるのかを導きたい。

## 第2節 憲法制定権力

そもそも「憲法制定権力 (constituent power, verfassunggebende Gewalt, pouvoir constituant)」とは何であろうか。芦部信喜によれば、「法秩序を創造する権力」で「法秩序の諸原則を確定し、もろもろの制度を確立する—したがって政治と法の交叉点に位する—権力であ」り、「国

家の政治的実存の様式および形態に関する具体的な全体的決断をなす政治的意思である」[芦部 1983: 3]。制憲権（以下「制憲権」で統一。）とも呼ばれ、フランスのシェイエス（Sieyes, A）の理論がその代表であり統一的是に始めて体系化したということ[芦部 1983: 16][芦部 2007: 11]を考えれば、シェイエスまで遡って考えてみる必要がある。

シェイエスによれば次のとおりである。政治社会における3つの時代区分から、それぞれ順に「個人的意思」、「共同意思」そして「代表的共同意思」というものが導かれる。「個人的意思」とは個人が国に関する権利を行使しようと考えている状態であり、「共同意思」と「代表的共同意思」の違いは、後者が実質的な共同意思でなく代表的な共同意思である。代表者は国民意思を委託されているに過ぎない。「国民意思にとってはその実在のみが常にその合法性の必要条件であり、それはあらゆる合法性の源泉である」ということだからである。国民意思はただ一つ自然法からのみ制約を受ける。国民意思によって制定された、すなわち制憲権の発動によって制定された、憲法は公権力の制限・規制を目的とし、意思する権力（立法権）と行動する権力（執行権）に分かれ、それらはさらに分かれる。それらが分かれているにも拘わらず、混乱しないのは憲法が制憲権を前提としているからである[シェイエス 1967: 80-98][芦部 1983: 16-17]。

そして、シェイエスの制憲権を援用し理論の再構築を試みたのがシュミット（Carl Schmitt）である。シュミットによれば、制憲権とは意思の力または権威により、自己の政治的実存の態様と形式についての具体的な全体決定を下すこ

とができる、すなわち政治統一体の実存を全体として決定することができる政治的意思である[シュミット 1974: 98]。そして、その決断の所産を憲法もしくは実定的意味の憲法と呼び、それは「政治的な統一体と秩序の全状態」である[シュミット 1974: 17]。それは憲法が制憲権に由来し、あるいは実在する意思によって妥当するからである。そして、体系的矛盾、無関連性および不明確さをもつ憲法法律[シュミット 1974: 25-26]、さらに憲法改正権を別のものとして区別する[シュミット 1974: 130]。すなわち「制憲権—憲法—憲法法律—憲法法律よって作られた権力」という位階秩序を構成する。その最も基礎となる制憲権は、君主の制憲権が想定されているとおり、必ずしも国民がもっているわけではない。国民は制憲権の「主体もしくは担当者」にすぎなく、その権力は規範的なものの上に存在する生の政治的实力である[シュミット 1974: 98-111]<sup>(9)</sup>[芦部 1983: 36-37]。

芦部信喜は上述の定義にも拘わらず、制憲権が法実証主義のようにそれ自身を全く社会的な権力要素として法学の対象から放逐することは憲法を時々の政治権力の意思に従属せしめ憲法破壊の暴力すら最後には是認することになり、また、シュミットのように制憲権をあらゆる規範的拘束から自由に決断をなしうる絶対的な実力であるとするなら、制憲権を近代憲法に通じる普遍的政治原理として妥当せしめる根本規範の存在すら否定しうることになり、憲法制定前にある政治的意思によって手続が存在しても、制憲権をそれによって拘束するという理論を基礎づけることはできないという意味において、制憲権を「形式のない形成者」と呼ぶ。また、そうであるが故に制憲権の主体を、シュミット

のように時々の実力を有する者ではなく、国民でなければならないとし、さらに、シェイエスやシュミットのように憲法改正手続に準拠する政治制度の変革以外の方法によって変革を実現する権力の存在を認めること、すなわち制憲権を社会的実力と捉えることに対して、憲法の規範的な安定性という点から否定的である。すなわち、制憲権の発動をかなり限定的に考えているのである[芦部 1983: 38-45]。

制憲権をシュミット的な「生の政治的実力」とすることに対して否定的な学説は多い[佐藤 1995: 94][樋口 2007: 84][長谷部 2008: 16]。シュミットのように考えるなら、制憲権とは政治になり、憲法の存在意義がなくなる。

一方、シェイエスのように考えるなら、確かに制憲権は社会的実力であるが、その主体は国民（ナシオン）でありある程度の制御がかかる。なるほど、シュミットの理論によって、ナチスは民主制の下、国民による「喝采」（Akklamation）によって制憲権を正当化した。しかし、シェイエスの場合は自然法による制御もかかっている。自然法による制御がかかっていれば、制憲権そのものの存在意義は否定されない。

しかしながら、長谷部恭男は「憲法制定権力の消去可能性について」として制憲権の存在意義そのものに疑問を呈している。「形なくして形を作る者」としての神秘的な制憲権は成り立たないので、定められた形式と権限に拘束された制憲権になる。そうだとすると、始源的憲法において法的正当化は問題になりえない。それを解決する方法は、超実定的政治道徳たる根本規範によって拘束され授権を受けた制憲権というのを想定することであるが、そうすると、制

憲権は無用の長物になるのではないだろうかということである[長谷部 2007: 53-57]。長谷部は「形なくして形を作る者」は成り立たないとするが、これは、始源的憲法以外の場合においては、シェイエスのように旧憲法の破壊の段階では制憲権を想定せず新憲法制定の段階で「特別代表」（国民代表）が必要である[シェイエス 1967: 92]とするのであれば、当てはまらない。また始源的憲法の場合に根本規範を想定するなら長谷部のいうとおり制憲権は不要ということになるが、始源的憲法の場合には、憲法が対絶対君主制という文脈でしか生まれなかったことを考えれば、そこにおいては国民（ナシオン）という存在には及ばないが、対絶対君主との関係で民衆はいる。制憲権は必要ということになる。従って、制憲権の主体は国民（ナシオン）で自然法に反しない限り社会的実力たり得るのである。

さて、それでは制憲権を第1節での議論での樋口説のように革命後の憲法制定で凍結したと考えるのか、杉原説のように国民主権の外においた方がよいのか。

樋口説は主権＝制憲権（それらは市民革命の時に使用しその後凍結されている）と捉え、杉原説は主権≠制憲権（制憲権は主権の外にあるもので主権の範疇には入らない）と捉えている。樋口説のように凍結されたままであるとすると、国民（プーブル）はどのような時にも制憲権を使用することができない。樋口説も通説と同様に、日本国憲法の国民主権をプーブル主権と理解しているが、プーブル主権といいながらそれを人権論で制御することは主権が統治権の正当性の所在を示すことを意味する。村田尚紀によれば、杉原の批判のとおり、国家法人



説のように「もはや理論的有用性をもたない」といっておきながらそれを無意識的に前提としている通説的な民主権理解は、「国民が単に統治権を正当化する機関となり、統治権の所有と行使から遮断されることになることを隠蔽するイデオロギー的（欺瞞的）機能を果たすことになるのである」[村田 2007: 39-40]。主権は国民のものであるが、主権である制憲権を国民は行使できないという状況になってしまう。国民はどのような時に制憲権の機会を持てばよいのであろうか。

一方、杉原説ではまさに先の芦部説の批判が当てはまるとおり、制憲権を法学の対象から放逐することになる。主権によって、制憲権を制御するということになる。ということは、憲法の制定と改正は明確に区別される。そして「国民主権」はプーブル主権論的、直接民主制的な運用が必要とされる。制憲権については、シェイエスの理解により自然法に反しないことと、主体が国民（ナシオン）という制御があるので、「喝采」は否定されることになる。従って、むしろ制憲権を外に出しそれを主権によって制御した方が濫用は防げるのである。すなわち、その国民主権の行使は本来の形態のとおり、より直接民主制を出していくべきであり、権力的契機として理解するべきであるということになる。

### 第3節 「民意の統合」

日本国憲法における「国民主権」は制憲権をその範囲外に出したものであり、範囲内においてはより直接民主制的に、権力的契機として読み込むべきである。地方自治体の住民投票で理論武装にされているプーブル主権が、主権の行

使のあるべき姿として国政レベルでも行われることが可及的に要請されるということである。そこでは国民それぞれが権力をもつため、実際の投票以外においても過渡的にでも「政治に対する所見」を持っている。従って、それらが集まって「民意」を構成するということになる。

ただ、その「民意」は各人の「政治に対する所見の集まり」であるが故に、多様な、雑多なものが入り組んでいる。定期的に選挙というフィルターを通して出力され国会に入力されるが、現在における国会は「民意」の質がその管理能力を超えているため、国会の過程において「民意」を体系的に構築することができない。しかし、そこに直接民主制を導入することにより「民意」を体系的に構築でき、ここに、「民意の統合」が生まれるのである。「民意の統合」とは、主権者である、国民による「政治に対する所見」の集まりを体系的に構築することになる。

しかし、そもそも首相公選制を導入したとしても代表者の選出にとどまり、結局のところ、「民意の統合」をもたらす直接民主制ではなく、間接民主制ではないかということがある。

古代ギリシアのポリス以来の直接民主制と間接民主制の峻別においては、前者は特定の「政策への可否」に対する投票ないし政治参加を示す言葉であり、日本国憲法下においては地方自治体の住民投票や、憲法では96条の憲法改正国民投票、79条の最高裁判所裁判官の国民審査、95条の地方特別法の住民投票と制限列举されている。そして、後者は、国民が為政者を選挙によって選んでそれに政治を委託するという、代議制である。それは「間接選挙」の用語とは異なる。そうであるから、国家の行政府の長を国

民による公選で選ぶという、首相公選制は間接民主制ということになる。

しかし、どういう点で直接か間接かを考えてみると、従来の考え方では、「政策への可否」という点で峻別している。その峻別でいうなら、直接民主制は現代においては相当限定され、分類自体が意味を成さなくなってしまう。この点について、池田実は、大石眞や加藤孔昭による直接民主制の定義から逸脱しているという批判に反論することを通じて述べ、「政府権力を（国民が）直接つくる自由」という文脈で、（半）直接民主制論であるとする[池田2002-43-44]。

そこで為政者の選出という点にとどまらず、首相という人物を中心とする「政策体系 political system」の選択という点で、直接民主制か間接民主制かという峻別を提示すると、首相公選制は首相という為政者を頂点とする、ひとつの「政策体系」を選択することになるため、直接民主制になる。ここに、首相公選論と直接民主制の共通項が現れる。首相公選制によって「政策体系」が選択されるため直接民主制なのであり、それによって「民意の統合」がなされるのである。

#### 第4節 小括

さて、「国民主権」の理念が「民意の統合」を導き、首相公選制によってそれがなされるとしても、運用がその理念と乖離し、理念を空洞化させることも起こり得る。

論証した理念のとおり、制憲権を一旦主権の範囲外に置けば「憲法定定」はできず「憲法改正」のみとどまる。改正である限り「国民主権」はその改正の限界を超えるため、保存され続け

る[岡田2007:25]。「国民主権」は理念どおり運用されていれば守られるが、そもそも直接民主制は正当化されやすく超憲法的行動がされやすい。理念としては制憲権を主権の範囲外に置いたとしても、先に樋口説が説明したことと同じ状況、すなわち、直接民主制で正当化された権力が逆に直接民主制を否定するという状況が惹起されることの可能性がなくもないのである。そのような状況を樋口陽一は、「現実社会レベルにおける同質性の有無」という試金石によって類型化している。同質性があるところでは「組み込み型=参加型」に傾き、ないところでは「はじき出し型=独裁型」に傾くとするのである。そして、前者の場合、「人民投票がもたら権力を正当づける手段としてはたらく」という、プレシット (plebiscite) になるとする。日本については、議会制民主主義の不全の要因をそのままにして直接民主主義的制度の導入をすると、「はじき出し型=独裁制」になる蓋然性が高いとする[樋口1973a: 261-266]。

高度成長後の日本の議会制の「病理」について、樋口は近年、政治的意見が政治過程に十分伝達されていないこと、「代表」の実体が利益代表と化していること、そしてこれらを壊すことを唱えるポピュリズムの存在を挙げている[樋口2007: 308]。しかし、要因があるから直接民主制の導入が危険なのではなく、むしろそういった議会への、刑法でいうところの期待可能性のなものが低い行政府までの直接民主制の導入が必要なのである。

また、「同質性」について考えてみると、かつては自民党と社会党が二大政党制あるいは「一か二分の一政党制」と呼ばれ、保守対革新というイデオロギーの対立があったが、現在は

自民党と民主党という殆んどイデオロギーに差がない二大政党制に近い状況である。イデオロギー政党の二大政党制から、プラグマティック政党による二大政党に変容したのである。ここに「同質性」はまさに存在するのであり、首相公選制を行うべき時期に来ているといえるのである。

## 第4章 「国民主権」における領域の拡張

### 第1節 「国民主権」の領域

前章では「国民主権」の理念を扱い、直接民主制的運用が可及的に部分的に要請されるという解答を得た。それでは、「国民主権」の及ぶ領域の観念的な程度には変化はないのであろうか。

そもそも近代立憲主義においては自然権を保護するために国家を設置したことを考えれば、「国家からの自由」である自由権のみの19世紀の夜警国家であろうと、「国家による自由」である社会権を盛り込んだ20世紀の福祉国家（社会国家）であろうといずれにおいても基本は私的自治にあるため、国家における主権の及ぶ範囲を確定しておくことには意義があるであろう。換言すれば、それらは「国家」（すなわち統治機構）と「社会」（すなわち市民社会）との区別に対応している。現実ではその伝統的境界が揺らいでいる。そして、本章では「国民主権」の領域が拡張していることを検討する。憲法学と政治学という隣接二分野の観点からみても。

### 第2節 憲法学的観点から

憲法に列挙された人権カタログを主とする、憲法上の人権は基本的には国家に命じたもの、

私人間には適用されないものであった。しかし、資本主義の高度化に従って、その同じ私人という立場において強者と弱者を生み出し、強者は「社会的権力」に変容し国家と類似した強大な存在となり、そのまま放置できない状況が生まれている。近年の統計によれば、私人による人権侵害が91%を占め、公務員による侵害が9%に留まっている[法務省 2004: iv - v]。そこで、いわゆる私人間適用論（あるいは第三者効力論）といわれる、憲法の規定を私人間に適用できるのか否か、あるいはその適用するための思考方法をめぐる問題が存在するのである。

大きく分けると、直接適用説、間接適用説、無適用説がある。直接適用説とは本来的には私人と国家の間にのみ適用されていた憲法のうち、ある種の人権は私人間にも直接適用されるとするものである。次に、間接適用説とは、憲法の人権規定に私人間に適用されるものを除き、民法90条の公序良俗や同法709条の不法行為による損害賠償等の私法的一般条項を媒介として間接的に適用させようとするものである。判例では、学生運動歴の秘匿により試用期間終了後に本採用を拒否されたとして争った三菱樹脂事件[民集 1973: 1536]、学外学生運動が学則に触れたとして退学させられたとして争った昭和女子大事件[民集 1974: 790]、そして百里基地の用地買収を巡って私法上の契約において国と私人2人が争った百里基地訴訟[民集 1989: 385]では、いずれも純粹ではないが、間接適用説を採用する旨の判決が言われ、判例は間接適用説の立場に立っているといえる。

しかし、殆んど注目されてこなかった学説として、無適用説（非適用説）がある。これは文字どおり憲法の人権規定のうち私人間に適用さ

れるものを除いて、基本的に私人には適用されない。しかし近年再評価されている。高橋和之によれば、公法・私法の区分はフランスにおける立憲君主政モデルの変革過程の中で国家と社会の区別がなされそれに応じてなされたため、それは超憲法な区別ということになる。従って、そうであるが故に仮に国家が当事者であっても、私法的性格づけられれば公法である憲法が適用されることはない[高橋 2006: 36-46]。さらに高橋によれば、憲法の規定を私人間に適用しなかった場合について、法律がなかったために救済できなかった例はない。だから、法律のない場合を想定しての理論の構築は避けた方がよい。私人間における人権の問題の大部分は民法で解決でき、憲法上の人権を必要とすることは殆んど想定できない[高橋 2005: 101]。無適用説はその名称とは異なり諦観ではなく、むしろ伝統的枠組みを重視する積極的な説だといえる。

考えてみると、社会はそもそも基本的には私的自治によって成り立っている。そうであるので、直接適用説を採用すると、私的自治が崩れ、憲法によって保護されるはずの人権が反対に制約されることになるであろう。また、間接適用説は私法上の一般原則を媒介とするわけであるが、それはかなり曖昧な概念である。ということは、その私法上の一般原則自体が使用する際に相当明確な基準を持っていなければ、その適用自体も曖昧になってしまう。さらに、大きな意味で間接適用説に分類されるものとして、アメリカの判例で確立したステイト・アクション (state action) 論と、ドイツで発達した基本権保護義務論がある。前者は合衆国憲法の権利規定を適用するかどうかについて私人と州との間

には適用されるが、私人間には適用されない。しかし、その私人が州と一定の関係にある場合は適用されるというものである。また、後者は私人間において、国家機関である立法府と司法府が私法制定等の作為義務があるとし、もしそれができない時は司法府に裁判において訴える方の私人（以下、高橋の議論に繋がるのでそれに倣い「私人A」とする。）の基本権保護義務と、裁判において訴えられる方の私人（以下、前述と同じ理由で「私人B」とする。）の基本権尊重義務を同時に果たせるように衡量させるという議論である。高橋は前者については、州（国家）が私人間にどの程度介入するのではなく、連邦（連邦裁判所）が州内の問題にどの程度介入するのかを扱っている点で間接適用説の問題を課題とする私人間効力論に参照するのは適当ではないとし、後者については、①基本権の名宛人が国家であることを前提とする限り、私人Aは私人Bに対して主張しうる基本権を有していない②憲法によれば保護義務は一義的には「法のプロセス」に従うべきである③本来的には国家は法律を制定するべきであったのにそれを果たさず私人Bに基本権侵害の責任を課すのは国家の責任の転嫁である、とする[高橋 2006: 42]。私的自治を原則と考え、また政治に責任感を与えるためには無効力説を採用することが妥当である。

そうすると、法整備が重要になるのであるが、現状では国会において、本来的立法機関である国会におけるメンバーである国会議員が提出する法案は、提出件数のうち4割にも満たず、成立件数は2割にも満たない[大山 2003: 69]。憲法上の疑義があるにも拘わらず内閣提出法案が大部分ということになる。ただ、内閣

提出法案が多数を占める現状については、議院内閣制の議会では例外なく内閣提出法案が支配的な地位を占めており、日本の国会はむしろ議員立法の比率が高い部類に属していることを認識しておくべきである[大山 2003: 77-81]。しかし、例外と原則が逆転している。そして、内閣提出法案の成立率は次第に年々向上しているのに、国会審議には変化が見られないのである[大山 2007: 112-113]。すなわち、成立する法案のうち、殆んどは内閣提出法案であるのに、殆んど手つかずに成立しているということである。

私人間効力論において無効力説をとるので私人間での人権保護は基本的に立法に依存するということになり、それは「国民主権」における領域の拡張を意味することになる。そして、さらに現状において立法を事実上製造している、行政権までの「民意の統合」へと繋がる。すなわち、私人間効力論における無効力説は私的自治への介入に消極的であるという点で最も首相公選論に遠い説という装いをしながら、実は法律の制定の促進という点で強力な行政権を必要とする、逆説を秘めているのである。

### 第3節 政治学的観点から

現代は「行政国家 (administrative state)」である。かつては行政に固有の法とその適用のために行政裁判所を設置している国家を指していた[田中 1974: 20-22]。しかし、今日においてはそのような意味では用いられておらず、行政機関による他の国家部門、特に立法過程への越権・優越という感じで受け入れられている[手島 1978: 11-13][杉原 1988: 224-227][佐藤 1995:10][芦部 2007: 273]etc。

他方、現代国家には「多元主義国家」(pluralistic state) という面もある。「多元主義国家」は、国家は社会内の多くの集団と並立する一つの集団に過ぎないとする国家論における国家である[堀江ほか 2002: 9][加藤 2006: 254-255]。

考えてみると、行政国家とは行政官僚に担われた国家が社会を統制するイメージであるということになるが、現代国家のもうひとつの側面は多元主義国家であり、『多元主義国家』は、官僚制は多様な行政機関の穏やかな連合体に過ぎず、その行動は社会に多元的に存在する利益集団の意向を反映しているに過ぎないというイメージになる。これらは国家と社会の関係ということでみれば、行政国家は国家が社会に一方向的に浸透するとみているが、多元主義国家は反対に社会が国家に浸透するとみているため、両立しないものとなる。これらに代わる国家観として、カッツェンシュタイン (Peter Katzenstein) の「半主権国家 (a semisoverign state)」がある[真淵 2000: 280-281]。

半主権国家は「国家と社会を相互浸透する連続体としてとらえた国家観である」。すなわち、旧西ドイツ (ドイツ) に典型的に見られるように、国家主権が対外的には入り組んだ国際関係によって制約され、国内的には強力な社会集団によって制約されている。そして、現代国家はすべて多かれ少なかれ半主権国家である[真淵 1991: 602-603]。日本は対外的に資源で海外に依存し対内的にもスイス等ヨーロッパの小国等のように協調的關係をもっている。そして、国家と社会の関係においてさらに半主権国家は3つに類型化される。第一に、国家と社

会が相互浸透しているもの。第二に、国家が社会に浸透する程度が、社会が国家に浸透する程度よりも高いもの。第三に、社会が国家に浸透する程度が、国家が社会に浸透する程度より高いもの、である。日本はこのうち第二の類型の代表となるのである [Katzenstein 1984: 27] [Katzenstein 1985: 23][Katzenstein 1988: 298][真淵 1991: 604-605]。

猪口孝は、世界経済、国際関係、階級関係、官僚制、そして民主主義という5つの視角から現代日本が「強い国家」と「弱い社会」であるということ述べている [猪口 1988: 125-149]。また、経済に関する問題について、ジョンソン (Chalmers Johnson) は “the Japanese developmental state” (or capitalist developmental state, 資本主義的発展指向型国家) と “the American regulatory state” (or capitalist regulatory state, 資本主義的規制指向型国家) を区別した [Johnson 1986: 10][Johnson 1993: 63-64] [福島 1995: 187]。

日本においては、護送船団方式と揶揄されるように、政府に護られその庇護の下に行政指導や要綱行政によって行政運営が行われている。それを考えると、日本は半主権国家であるとしても、その中において「国家が強い」といえるのである。そうすると、「国民主権」における領域の拡張があるということである。さらに、この文脈での「国家」は特に行政権であるから、ここにおいても行政権までの「民意の統合」が求められるのである。

## 第5章 総括

本稿は首相公選論における論拠のひとつとなる「民意の統合」と憲法改正限界論から「国民主権」を導きその理念を探った。主権内ではよ

り直接民主制的に運用していくということになる。そして、憲法学と政治学という隣接二分野で「国民主権」における領域の拡張があり、またそれは行政権までの「民意の統合」を必要とする。そこで理念と領域の交点を考えると、首相公選制の導入が必要であるということになる。

さて、「民意の統合」が「国民主権」からの要請があり、出力できる装置があるとして、そうあるべきであるのか、という問題もある。

本章で論じたことは国民がある程度、「民意の統合」に基づき首相が選ばれたならそれは能力のあるものであるということ暗黙に前提としている。その前提を解除するなら、首相という重要な役職を担えるだけの能力を持つ者が選ばれない可能もある。しかし、それについては現行の議院内閣制の下においても同様のことが言える。首相公選制であろうとなかろうと、能力に見合わない人物が民主的正当性 (democratic justification) や、あるいは民主的正統性 (democratic legitimacy) を獲得して選出される危惧はあるが、「国民主権」であることから「民意の統合」がなされるべきであり、その「国民主権」の領域が拡大していることを考えると、首相公選制は導入の意義は高いであろう。

最後に今後の課題を含め、研究の方向性を述べる。「首相公選論」ということを考えると、やはりイスラエルの事を無視できない。なぜなら史上唯一導入・廃止を経験しているからである。次稿以降での課題である。

[投稿受理日 2008.09.27 / 掲載決定日 2008.11.27]

## 注

- (1) 上杉慎吉の「国体」思想に関する理論はその多くが、師である穂積八束に依っているもので、ここではそれらを一緒のものとして扱う。
- (2) 「国体論」とは、「日本は宇宙の支配者である天御中主神ないし天照大神の本国であって、万国に冠たる国家であり、日本の権力の正統性の源泉は『皇祖皇宗』（天皇の祖先）にある。本来天皇は政治を自ら行うべきもので（信政論）、藤原氏や幕府によって権力が名目化されていたことは、『国体』に反するものだ」ということである[長尾 1994:53-54]。
- (3) ドイツにおける国家法人説の一種は、美濃部より先に、穂積八束と同じ年生まれの有賀長雄によって説かれている[長尾 1996: 44]。
- (4) 但し、美濃部が退職したのは罷免されたわけではなく、停年退官である[長尾 1996: 227]。
- (5) 佐々木の「国體は變更する」（1946年）に対して、和辻の「国體の変革について佐々木博士の教を乞ふ」（1947年）が出され、それに対してさらに佐々木の「国體の問題の諸論点—和辻教授に答う」（1947年）がある[榎原 1996: 2-3]。
- (6) 宮沢の「八月革命と国民主権主義」（1946年）が出された。その後、尾高の『国民主権と天皇制』（1954年）が書かれ、宮沢は「国民主権と天皇制のおぼえがき」（1948年）で批判した。その後、さらに尾高の「ノモスの主権について—宮沢教授に答う—」（1948年）、宮沢の「ノモス主権とソクラテス」（1949年）、そして尾高の「事実としての主権と当為としての主権」（1950年）へと続く[榎原 1996: 10]。
- (7) 王権神授説は論理的に矛盾する。ケルゼンによれば、主権は上位の権威を承認しないと定義されてきたので、主権の主体が複数あって併存することは論理的にありえない[長尾 1994: 39-40]。
- (8) 「樋口・杉原論争」自体は、樋口の論文「現代の『代表民主制』における直接民主制的な諸傾向」での杉原説批判[樋口 1973a: 33-137]、それに対する杉原による論文「いわゆる『半代表制』（Le gouvernement semi-représentatif）の構造について」での反論[杉原 1983: 383-399]、さらにそれに対しての樋口による論文「『半代表』の概念をめぐる覚え書き—『議会制の構造と動態』再説—」での再反論[樋口 1976: 55-84]という応酬であった。また、

杉原は体系的に広い意味での国民主権を研究しており、[1971]『国民主権の研究』（岩波書店）、[1971]『人民主権の研究』（岩波書店）、[1978]『人民主権の史的展開』（岩波書店）、[1983]『国民主権と国民代表制』（有斐閣）、そして[1985]『国民主権の史的展開』（岩波書店）と著書があり、それを纏めたのが[1987]『憲法Ⅰ 憲法総論』（有斐閣）である。

- (9) シュミット[1974]阿部照哉 村上義弘共訳『憲法論』（みすず書房）を新しいため使用したが、それ以前に、シュミット[1972]尾吹善人訳『憲法理論』（創文社）も出ている。タイトルは異なるが、ともに[1928]Verfassungslehreの訳本である。

## 参考文献

- 芦部信喜[1983]『憲法制定権力』（東京大学出版会）。  
——[1992]『憲法学Ⅰ』（有斐閣）。  
——高橋和之補訂[2007]『憲法 第四版』（岩波書店）。
- 池田実[2002]「首相公選制導入の憲法改正試案」憲法政治学研究会編『近代憲法の洗練と硬直』（成蹊堂）。
- 猪口孝[1988]『国家と社会』（東京大学出版会）。
- 榎原猛[1996]「1 二つの『主権論争』覚え書—『佐々木・和辻』論争と『尾高・宮沢』論争の回顧と考察」榎原猛ほか編（嵯峨野書院）。
- 大山礼子[2003]『国会学入門<第2版>』（三省堂）。  
——[2007]「国会改革の目的」土井真一編『岩波講座 憲法4 変容する統治システム』（岩波書店）。
- 岡田大助[2007]「首相公選論と憲法改正」早稲田大学大学院社会科学研究所『ソシオサイエンス 第14号』。
- 加藤秀治郎[2006]『第二版 政治学』（芦書房）。
- 後藤光男[2007]「第20章 参政権と代表」後藤光男 北原仁編著『プライム 法学◇憲法』（敬文堂）。
- 小林直樹[1971]「日本におけるドイツ公法学の影響」鈴木祿彦ほか編『概観ドイツ法』（東京大学出版会）。
- 小林昭三[2001]『首相公選論入門改訂版』（成文堂）。
- 佐藤幸治[1995]『憲法[第三版]』（青林書院）。
- シェイエス, A[1967]大岩誠訳『第三階級とは何か 第8刷』（岩波書店）。
- 清水睦[1963]「首相公選論の現代的意義」『法律時報 臨時増刊号11月号』。

- シュミット, カール [1972] 尾吹善人訳『憲法理論』(創文社)。
- [1974] 阿部照哉 村上義弘共訳『憲法論』(みすず書房)。
- 杉原泰雄 [1971] 『国民主権の研究』(岩波書店)。
- [1971] 『人民主権の研究』(岩波書店)。
- [1978] 『人民主権の史的展開』(岩波書店)。
- [1983] 『国民主権と国民代表制』(有斐閣)。
- [1985] 『国民主権の史的展開』(岩波書店)。
- [1987] 『憲法 I 憲法総論』(有斐閣)。
- [1988] 『現代行政国家論・再考』和田英夫教授古希記念論集刊行会編『戦後憲法学の展開』(日本評論社)。
- 高橋和之 [2005] 『立憲主義と日本国憲法』(有斐閣)。
- [2006] 「人権論のパラダイム—私人間効力論を中心に—」全国憲法研究会編『憲法問題 [17]』(三省堂)。
- 高見勝利 [2007] 「実定憲法秩序の転換と『八月革命』言説—体制変革時における旧法手続『使用』の意義—」長谷部恭男編『岩波講座 憲法 6 憲法と時間』(岩波書店)。
- 田中二郎 [1974] 『行政法上 全訂第 2 版』(弘文堂)。
- 手島孝 [1978] 『行政国家の法理 (再版)』(学陽書房)。
- 長尾龍一 [1996] 『日本憲法思想史』(講談社学術文庫)。
- [1994] 『リヴァイアサン』(講談社学術文庫)。
- 長谷部恭男 [2007] 「憲法制定権力の消去可能性について」長谷部恭男編『岩波講座 憲法 6 憲法と時間』(岩波書店)。
- [2008] 『憲法 第 4 版』(新世社)。
- 樋口陽一 [1973a] 『議会制の構造と動態』(木鐸社)。
- [1973b] 『近代立憲主義と現代国家』(勁草書房)。
- [1976] 『『半代表制』の概念をめぐる覚え書き—『議会制の構造と動態』再説—」芦部信喜編『近代憲法原理の展開 I』(東京大学出版会)。
- [1984] 「前文」樋口陽一ほか共著『注釈日本国憲法 上巻』(青林書院新社)。
- [2007] 『憲法 第三版』(創文社)。
- 福島政裕 [1995] 「対立の深層」松下満雄ほか共著『日米経済対決の構図』(東洋堂企画出版社)。
- 法務省 [2004] 『民事訟務人権統計年報 (平成 16 年 I)』。
- 堀江湛ほか編 [2002] 『政治学 [第二版]』(法学書院)。
- 真淵勝 [1991] 「カツェンシュタインの行政理論—行政研究の外延—」『阪大法学 第 41 巻第 2, 3 号』(大阪大学法学部)。
- [2000] 「第 11 章政策ネットワーク」伊藤光利ほか著『政治過程論』(有斐閣アルマ)。
- 民集 [1989] 『最高裁判所民事判例集 43 巻 6 号』。
- [1973] 『最高裁判所民事判例集 27 巻 11 号』。
- [1974] 『最高裁判所民事判例集 28 巻 5 号』。
- 村田尚紀 [2007] 「主権論争の意義と課題—1970 年代主権論争を中心に—」『法律時報 79 巻 8 号』(日本評論社)。
- Johnson, Chalmers [1986] *MITTI and the Japanese Miracle: The Growth of Industrial Policy, 1925-1975* (Tokyo: arles E, Tuttle co.)。
- [1993] “Comparative Capitalism: The Japanese Difference.” *California management Review*, vol 35, No 4 (Berkeley, Calif: Graduate Schools of Business Administration, University of California)。
- Katzenstein, Peter [1984] *Coporatism and Change: AUSTRIA, Switzerland, AND THE POLITICS OF INDUSTRY* (Ithaca and London: Cornell University Press)。
- [1985] *Small States in World Markets* (Ithaca and London: Cornell University Press)。
- [1988] “Japan, Switzerland in the Far East?” in Takashi Inoguchi and Daniel I. Okimoto, *The Political Economy of Japan: The Changing International Context* (California: Stanford University Press)。